

「計画の実効性を確保する方策」  
たたき台

## 1 官民連携による社会資本整備の推進

真に必要な社会資本整備や既存施設の維持管理等を進めていく上で、公的部門への民間の知恵、人材、ノウハウ等の積極的な活用が重要であり、PPP/PFI の活用を更に推進していく必要がある。

PPP/PFI の活用が推進されるような環境を整備するため、地方公共団体に対する支援の充実を図る。具体的には、PPP/PFI 事業に関する契約や事業スキーム等といった個別事業におけるノウハウのモデル化・標準化を行う。

また、先導的事例も含め、過去のPPP/PFI 事業に関する事例のデータベース化を推進し、地方公共団体へPPP/PFI 事業に関する情報提供を行う。さらには、PPP/PFI 事業に関する地方公共団体向けアドバイザーのデータベース化を推進し、地方公共団体へ情報提供を行うといった取組の推進を図る。

また、PPP/PFI を推進するためには、民間提案の活用を推進する必要もある。このため、民間によるPPP/PFI 事業に関する提案を、国及び地方公共団体が、積極的に活用できる環境整備（例えば、民のシーズと官のニーズのマッチングシステムの構築や案件形成支援等）を行う。

さらに、「プログラム」にPPP/PFI の活用について盛り込むとともに、PPP/PFI の活用状況について毎年度取りまとめを行う。また、社会資本整備審議会・交通政策審議会（計画部会）への定期報告の際には、PPP/PFI の活用状況について検証を行った上で、報告を行う。

## 2 多様な効果を勘案した公共事業評価の実施

公共事業評価は、公共事業実施の意思決定を行うための重要かつ客観的な材料を示し、意思決定プロセスにおける透明性の向上を図るとともに、限られた予算の効率的な執行を図るために実施する。そのため、新規事業採択時から事業完了後までの各段階において、災害時における輸送の確保等の貨幣換算化が困難な定量的・定性的な効果項目をも含めた総合的な評価を実施する。また、直轄事業等の新規事業採択時評価及び再評価において都道府県等や学識経験者等の第三者の意見聴取の実施、評価に係るデータの公表等により透明性の向上に取り組むとともに、きめ細かに再評価を行うことにより社会経済情勢等の変化を的確に反映する。

さらに、将来交通需要推計の改善や新規事業採択時評価の前段階に代替案の比較・評価を行う計画段階評価の実施を図り、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性のより一層の向上を図る。

## 3 社会資本整備への多様な主体の参画と透明性・公正性の確保

国民の価値観が多様化する中で社会資本整備を円滑に進めるためには、事業の構想・計画段階、実施段階、そして管理段階のそれぞれの段階において、多様な主体の参画を通じて、受け手のニーズに合ったきめ細やかなサービスを提供するとともに、各段階で透明性・公正性が確保されたプロセスを経ることにより、社会資本整備に対する国民の信頼度を向上させることが重要となる。

このため、構想段階において、事業に対する住民等の理解と協力を得るとともに、検討のプロセスの透明性・公正性を確保するため、「公共事業の構想段階における計画策定プロセ

スガイドライン」をはじめとするガイドライン等に基づき、住民を含めた多様な主体の参画を推進するとともに、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的な検討の下で、計画を合理的に策定する取組を積極的に実施する。

#### 4 公共工事の入札及び契約の適正化の推進

公共工事の入札及び契約については、透明性・競争性の向上や公共工事の品質の確保等を目的として、一般競争入札や総合評価落札方式の拡充を図ってきたところである。一方、近年は建設投資の減少や地域の建設企業の減少・小規模化に伴い、社会資本等の維持管理や除雪、災害応急対応などの地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある地域が出てきている。また、公共工事全体としては、低入札価格調査基準価格を下回る入札のあった工事の割合が急増しているが、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せなど、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発展を阻害する恐れがある。こうした状況等を踏まえ、入札及び契約の適正化を推進していく必要がある。

一般競争入札及び総合評価落札方式については、施工能力を有する受注者をより確実に選定するため、それぞれの入札方式の性格や、受発注者双方に係る事務手続の負担等を考慮し、対象工事の見直し等を行いつつ、公正な競争が行われるよう適切に活用していくとともに、企業の技術力をより活用する仕組みの導入、適用拡大を推進する。また、ダンピング対策の徹底を図るため、低入札価格調査基準価格の見直しや、価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、予定価格等の事後公表への移行を推進する。さらに、公正な競争の促進に向けて、不正行為及び不良不適格業者の排除を徹底するとともに、公共工事の適正な施工を確保する。

地域維持事業の担い手の確保については、新たな契約方式として、包括発注（一括契約や複数年契約）や地域維持型建設共同企業体による地域維持形契約方式を導入する。

#### 5 社会資本整備の担い手である建設産業の再生や人材の確保

建設産業は、住宅・社会資本の整備の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、社会資本等の維持管理や除雪、災害対応などの地域維持事業を担うなど国土の守り手として重要な存在であり、今後の社会資本整備を適切に実施するためには、地域に精通した建設産業が、社会資本の維持更新等の諸課題に一層適切に対応し、社会資本整備の担い手としての役割を持続的に果たしていくことが求められる。

しかしながら、これまでの建設投資の減少など厳しい経営環境が続く中で、地域社会を支えてきた建設産業が疲弊しており、その再生が喫緊の課題となっている。

また、建設業は他産業に比べて利益率が著しく低く、全産業において最も高い倒産件数となっており、業況判断及び資金繰り判断においても、他産業に比べて非常に厳しい状況となっているが、その結果、社会保険等の未加入をはじめとした技能労働者の雇用環境の悪化等により、建設業の新規入職者が減少しており、就業者に占める若年者の割合も他産業と比べ低い水準となっている。更に、担い手となる技術者が世代交代する中で、技術者の資質・技術力を維持、向上するための機会が減少しており、建設産業における優秀な技術者・技能者の確保、育成は喫緊の課題となっている。

以上の課題等を踏まえ、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び適正な施工の確保を図るとともに、不良不適格業者を排除し、企業間の健全な競争環境の構築を図ることが

必要であり、社会保険等への加入の徹底に向けた取組を実施するとともに、技術者の育成等に資する技術者データベースの整備・活用、社会資本等の維持管理時代の到来等に一層対応していく視点からの建設業許可業種区分の見直し等について検討を深める。

更に、建設企業への金融支援を実施することで、建設企業の円滑な経営の実現を図る。

これらの施策等を含め、社会資本整備の担い手である建設産業について、地域に精通した建設産業の振興、必要な技術・技能の向上を図るための支援及び建設産業への入職促進のための環境整備等を実施する。

## 6 効果的・効率的な社会資本整備のための技術研究開発の推進

持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現するため、技術研究開発の成果を活用し、社会資本整備を効果的かつ効率的に進めることが必要である。

そのため、東日本大震災等の大災害を踏まえた対応や社会インフラの老朽化への対応等、技術研究開発において重点的に取り組むべき課題を設定した上で、関連する事業や施策との連携、技術研究開発の目標や産学官の的確な役割分担を明確にすることにより、実効性のある技術研究開発を推進する。また、技術研究開発の効果の最大化のために、分野を越えた、技術、事業、施策の統合・融合を図る。

さらに、技術研究開発の初期段階から、実用化、普及に至る一連の過程において、民間企業や大学等の技術研究開発に対する助成制度の拡充や、実用化段階にある新技術の活用を促進するシステムの充実、国際標準化等を通じ国内外へ技術を普及させる仕組みの整備等、必要な支援を実施する。

## 7 情報通信技術等を活用した社会資本整備事業の効率性の向上

我が国の社会資本整備事業の効率化・品質の確保を図ることは、良質で適正価格の社会資本を調達するとの観点から、広く国民に利益を及ぼすものであり、建設生産システムにおいて、情報通信技術等の一層の活用を図ることが重要である。

情報通信技術等の活用としては、調査から維持管理までの各段階でのデジタルデータ交換を可能とするなどの環境整備を進めていくとともに、特に、施工段階においては、土工及び舗装工等を対象に情報化施工等の普及を促進し、施工の効率化を図る。また、情報共有システム等の活用により監督・検査業務の効率化を推進するとともに、工事目的物の品質の確保を図る。

さらに、社会資本に関係する様々な情報を効率的・効果的に地理空間情報と重ね合わせ共有化する取り組みを引き続き推進するとともに、総合的にワンストップで検索・入手・利用できる環境を整え、利用者の利便性向上を図ることなどにより利活用を推進し、社会資本ストックの機能を最大限に引き出す。

このような社会資本整備事業の効率性の向上等の取り組みにより、経済性に配慮しつつ、公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通じて、投資に対して最も価値の高いサービスを提供していく。（「VFM」\*最大化）

※VFM：Value For Money の略。経済性に配慮しつつ、公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通じて、投資に対して最も価値の高いサービスを提供する。

## 8 地方ブロックの社会資本の重点整備方針の策定

新たな政策目標の下に国土基盤を戦略的に整備するため、全国的計画である本計画に基づき、各地方の社会資本整備を効率的かつ効果的に実施するための方針として、「地方ブロックの社会資本の重点整備方針」（以下「地方重点方針」という。）を策定する。

「地方重点方針」の策定にあたっては、各地方において、国が、地方公共団体や地方経済界、有識者等と十分な意見交換を行い、各地方における社会資本に関する現状と課題、目指すべき将来の姿、社会資本整備の重点事項等について検討し、とりまとめるものとする。

また各地方には、その地方ならではの地勢、気候、風土、生活様式や歴史がある。そのため、各地方をとりまく社会経済状況を踏まえつつ、各地方における独自性が十分活かされ、その地方のニーズが反映された、即地性の高い「地方重点方針」となるよう検討を行う。

## 9 計画部会による重点計画のフォローアップ

社会資本整備審議会、交通政策審議会計画部会において、重点計画の策定後、重点計画で掲げた目標の達成状況、事業・施策の実施状況の把握等により、政策上のボトルネックの確認等を行い、重点計画の改善検討を図っていく。